

農林水産省料理人顕彰制度実施要領

制定 令和 7 年 4 月 1 日付け 6 新食第 3103 号
農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知

第 1 趣旨

我が国の食料、農業及び農村をめぐる諸情勢が変化する中、農業の持続的発展と食品産業の健全な発展に向けて、農林水産物等の付加価値向上やブランド化に向けた取組とともに、食料の持続的な供給を図るための農林漁業者から消費に係る関係者の連携等が求められている。

こうした中、日本の「食」や「食材」、「食文化」の素晴らしさや奥深さ、その魅力に誇りとこだわりを持ち続け、生産者や食品産業等と連携した、地産地消や日本の食文化の普及等の様々な取組に尽力されている料理人が存在する。

このため、このような料理人を顕彰し、その更なる取組と相互の研さんを促進することにより、我が国農林水産業・農山漁村及び食品産業の発展を図るとともに、農林漁業者の所得向上や国内外の訪問者の増加を通じた地域の活性化、海外での日本食の普及に資するものとして、料理人を対象とした顕彰制度（農林水産省料理人顕彰制度「料理マスターズ」）を実施する。

第 2 実施主体

顕彰は、農林水産省が実施する。

第 3 顕彰の対象者

顕彰は、その者の提供する料理・サービスが優れていると認められる現役の料理人（パンや菓子の職人を含む。）のうち、5 年以上にわたり次のいずれかの取組を行い、他の模範とするにふさわしい功績のあった者（過去 5 年以内に禁錮刑以上の刑に処せられた者及び日本国内で叙勲され、又は褒章を授与された者を除く。）を対象として実施する。

なお、これらの取組には、料理人個人のみならず、料理人の所属する飲食店、旅館、ホテル等の経営者や食材調達部門等の者と共同して行われたものも含まれるものとする。

（1）国内の農林漁業者等と連携した取組

産地と連携し、地域の風土や調理法に適した農林水産物の導入、伝統野菜の復活や地域特有の農林水産物の発掘、又は地場の素材を活かしたメニュー開発等を行い、農林水産物の取引の継続や伸張等を通じて、国内における産地の形成や農林漁業者の所得向上等地域の活性化や雇用の拡大、地域の食文化の継承・発展、食育の推進等に貢献する取組

（2）国内の食品産業等と連携した取組

食品産業等と連携し、地域の食材を利用した食品や調味料の開発等によって、

地域の食材の普及や食文化の発展、地域の活性化等に貢献する取組

(3) 海外での日本食の普及等の取組

日本の食材や食文化、調理技術等について、日本人以外の料理人への教授・指導や、これらを取り入れた海外店舗の展開等を通じ、海外における日本の食文化普及に貢献する取組

(4) (1) から (3) までの掲げるもののほか、本顕彰の趣旨に照らしこれらと同等程度の貢献が認められる取組

第4 顕彰の応募

顕彰の応募は、農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）（以下「総括審議官」という。）が別に定める書類を第14の事務局に提出して行うものとする。

なお、ブロンズ賞の応募は他薦によるものとし、推薦者は料理人本人の了解を得るものとする。また、推薦者は満20歳以上の者であって、かつ、料理人本人と三親等以内の親族でないものでなければならない。

シルバー賞、ゴールド賞にあっては自薦によるものとする。

第5 審査委員会の設置

1 顕彰に応募のあった料理人の適正かつ公正な選考を行うため、次に掲げる者から構成される農林水産省料理人顕彰制度審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

- (1) 「食文化」に知見のある者
- (2) 「調理の技術」に知見のある者
- (3) 農林漁業、食品製造又は食品流通に知見のある者
- (4) 「食」に造詣が深い文化人
- (5) マスメディア関係者
- (6) ゴールド賞受賞者

2 審査委員会は、顕彰の候補者となる料理人について、第8の審査の基準に基づき、厳正な審査を行い、その結果を総括審議官に報告するものとする。

第6 審査委員会の委員及び組織並びに運営

1 審査委員会は、委員10名以内で組織し、第5の(1)から(6)までに掲げる者の中から、総括審議官が委嘱する者をもって構成する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任することができる。ただし、10年を超える期間継続して委嘱しない。

4 審査委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

5 委員長に事故等があるときは、委員の中から互選により委員長代理を選任し、

委員長代理が委員長の職務を代理する。

- 6 委員は審査において知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 7 審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開くことができないものとする。ただし、欠席する委員は、意見を付して、委員長以外の他の委員に議決権の行使を別記様式により委任し、又は書面若しくは電磁的方法により議決権を行使することができるものとし、この場合、議決権の行使の委任又は書面若しくは電磁的方法による議決権の行使を行った委員は、審査委員会に出席したものとみなす。
- 8 審査委員会は、委員長がやむを得ない事情があると認めたときは、持回りにより開催することができるものとする。
- 9 審査委員会の議事及び審議の内容は、非公開とする。

第7 審査の方法

(1) 第1次審査

第1次審査のうち、ブロンズ賞及びシルバー賞は、第6の1の審査委員会の委員のうち、総括審議官が指名する者が行う。

- ① ブロンズ賞は、第4により提出された書類について、第8の審査の基準に照らし審査を行い、6名を選出するものとする。なお、応募者が6名以下の場合は、応募者全員が第1次審査を通過したものとする。
- ② シルバー賞は、第4により提出された書類について、第8の審査の基準に照らし審査を行い、5名を選出するものとする。なお、応募者が5名以下の場合は、応募者全員が第1次審査を通過したものとする。
- ③ ゴールド賞は、第4により提出された書類について、歴代の本顕彰制度受賞者及び第6の1の審査委員会の委員による投票を行い、獲得票の多い上位3名を選出するものとする。なお、応募者が3名以下の場合は、応募者全員が第1次審査を通過したものとする。

(2) 第2次審査

第2次審査は、ブロンズ賞の第1次審査通過者に対して、第6の1の審査委員会の委員のうち、総括審議官が指名する者が現地調査を行う。なお、シルバー賞、ゴールド賞の第2次審査は行わず、第3次審査を行う。

現地調査に当たって、総括審議官から指名を受けた委員にやむを得ない事情がある場合には、当該委員は別記様式により、別の者への委任状を総括審議官に提出することができる。別記様式による委任状の提出があった場合には、総括審議官はその者が委員に代わるものとして相応しいかを検討の上、現地調査を委嘱することができる。

(3) 第3次審査

第3次審査は、第1次審査通過者に対して、第6の1の審査委員会の委員が第8の審査の基準に照らして採点を行い、加えて、ブロンズ賞においては第2

次審査の結果も加味しつつ審査委員会で審議を行い、各受賞候補者を選出する。

第8 審査の基準

この顕彰の審査の基準は、別紙に定めるものとする。

第9 顕彰の決定

- 1 総括審議官は、第5の2の報告を受け、第10の顕彰の種類ごとにその候補者を決定する。
- 2 顕彰を受ける者については、総括審議官が前項の候補者を農林水産大臣に進達し、農林水産大臣が決定する。

第10 顕彰の種類及び受賞者

この顕彰の種類は、次の3賞とし、(1)から(3)までに掲げる賞の区分及び受賞者数に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる者のうちから第9の規定により決定した者を受賞者とする。

(1) ブロンズ賞：5名以内

第3に規定する対象者

(2) シルバー賞：3名以内

(1)に掲げる者のうち、ブロンズ賞を受賞後、引き続き5年以上にわたり同様の取組を行った者であって、他のブロンズ賞受賞者と比較して、取組の内容に進歩、発展又は拡大が認められる者

(3) ゴールド賞：2名以内

(2)に掲げる者のうち、シルバー賞を受賞後、引き続き5年以上にわたり同様の取組を行った者であって、他のシルバー賞受賞者と比較して、取組の内容に進歩、発展又は拡大が顕著に認められる者であり、その活動や考え方が後進のロールモデルたり得ると考えられる者

第11 授与式の開催

- 1 顕彰は、毎年度1回行うものとし、授与式を行うものとする。
- 2 顕彰は、受賞者に対し、それぞれメダル、証書及び襟章（以下「メダル等」という。）を授与することにより行うものとする。

第12 受賞者の公表

農林水産省は、受賞者の概要、実績、具体的な取組等を取りまとめ、農林水産省ウェブサイト等に掲載するものとする。

第13 メダル等の返納

農林水産大臣は、受賞者が禁錮以上の刑に処せられ、その他受賞者としてふさ

わしくない行為を行ったとき、又は応募書類に虚偽の内容の記載があったときは、第9の顕彰の決定を取り消し、メダル等を返納させることができる。

第14 事務局

顕彰に関する事務は、農林水産省の各局庁及び関係省庁・関係機関との連携協力の下、同省大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課が行うものとする。

第15 その他

この要領の実施に関し必要な事項は、総括審議官が別に定めるものとする。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。なお、農林水産省料理人顕彰制度実施要領（平成22年5月12日付け22総合第209号）、農林水産省料理人顕彰制度審査委員会則（平成22年5月12日付け農林水産省食料産業局長）及び料理人顕彰制度審査基準（平成22年6月15日付け農林水産省食料産業局長）は廃止する。

別紙（第8関係）

審査の基準

1. 各賞共通

- ・顕彰の対象者であって、応募に必要な条件を満たしていること
- ・虚偽の申告がないこと

2. ブロンズ賞

審査にあたっては、国内の農林漁業者等と連携した取組であることを重視し、以下の項目を総合的に判断するものとする。

- ・取組の過程における革新性や工夫の程度
- ・取組の概要及び他の地域や同業者への影響度や波及効果
- ・取組の実績が他の模範となるにふさわしいこと

また、対象となる取組に応じた審査の基準は、それぞれ以下の通りとする。

（1）国内の農林漁業者等と連携した取組について（重視する取組）

- ・生産者や地域と直接に開拓した農林水産物の種類、年間取引量・取引額及び取引期間
- ・生産者や産地と連携した食材を使って開発したメニューの売上額及び売上に占める割合
- ・契約栽培、技術指導等による地域の農林漁業者や取引先との連携の有無
- ・その他国内における産地の形成や生産者の所得向上など地域の活性化や雇用の拡大への貢献

（2）国内の食品産業等と連携した取組について

- ・開発した食品・調味料等の種類、年間取引量・取引額及び取引期間
- ・開発した食品・調味料等のメニュー等への具体的な活用方法
- ・開発した食品・調味料等の特許、実用新案等
- ・メーカー・卸売業者等との連携及び開発に係るこれらの者への指導の有無
- ・その他地域の活性化への貢献

（3）海外での日本食の普及等の取組について

- ・日本人以外の料理人に教授・指導を行った食材・食文化・調理技術の種類と内容
- ・教授・指導を受けた日本人以外の料理人の延べ人数及び取組期間
- ・海外での店舗展開や長年にわたる営業活動の結果としての日本食に関する飲食店舗数や料理人の増加、食材等の取引量の拡大、食材の活用事例、メディアへの掲載、対象国での知名度向上等の効果
- ・その他日本の食文化普及への貢献

（4）本顕彰の趣旨に照らし、（1）から（3）に掲げる取組と同等程度の実績が認められる取組について、上記（1）から（3）の基準に準じて審査を行うものとする。

3. シルバー賞

以下の項目を総合的に判断するものとする。

- ・ブロンズ賞受賞時の取組の効果が高まるような改善が行われていること
- ・個人（個店）のための活動ではなく、地域への貢献など社会的に意義のある活動を行っていること
- ・後進の料理人の育成への貢献度
- ・国や自治体を実施する国産食材推進、食育、日本食文化の普及や魅力発信への取組及び料理マスターズ普及への貢献度

4. ゴールド賞

以下の項目を総合的に判断するものとする。

- ・シルバー賞受賞時の取組の効果が高まるような改善が行われていること
- ・食を通じた地域活性化や食材の持続可能性への貢献など社会的に意義のある活動を、主体性を持って行っていること
- ・後進の料理人の育成への貢献度に加えて、自身の活動や考え方が後進の模範となるロールモデルとして評価されていること
- ・国や自治体を実施する国産食材推進、食育、日本食文化の普及や魅力発信への取組及び料理マスターズ普及・推進に意欲的に取り組むとともに、第1次産業の活性化に対する取組の効果が高まるような発展・改善が行われていること

別記様式（第6の7、7（2）関係）

年 月 日

委 任 状

農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）殿

（委任者）

氏 名

私は、下記の者に（議決権の行使／現地調査）を委任いたします。

記

氏 名

所属・役職

住 所

連絡先（電話）

（メールアドレス）

※議決権の行使を委任する場合は、審査委員の氏名のみを記載。